

三豊市農業委員会 6 月定例総会議事録

令和 5 年 6 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 6 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 9 名(農業委員 2 1 名、農地利用最適化推進委員 8 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 讓	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○			
7 番	香川 政雄	ー	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	ー
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

6 番	大森 学	○	1 0 番	大森 政信	○	2 6 番	川崎 光陽	○
3 4 番	渋谷 義明	○	4 6 番	神原 強	○	5 1 番	鈴木 敦士	○
5 9 番	喜田 秀次	○	6 2 番	谷川 順哉	○			

2. 署名委員

1 1 番 三宅 幸一
2 0 番 河田 進

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 非農地証明願いの件について
議案第 8 号 非農地通知の件について
議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会6月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。田植えも終盤になりましたが、まだ自分のところの田植えが残っている委員さんもいるかと思えます。本日は大変お忙しい中、6月の定例総会に参加いただきありがとうございます。本日の議案の中にもありますが、5条許可申請で大口の転用案件が出ております。農振の除外はされていますが、本日は農業委員会で転用を認めるか否かを決めなくてはいけません。慎重に審議した結果を報告できるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。また今後の予定といたしましては、7月13日に農業委員、農地利用最適化推進委員の合同研修会を予定しております。当日は耕作放棄地の解消に向けた取り組みの事例発表もして頂くようになっております。中身の濃い研修会ができますようお願いし、できるだけお繰り合わせいただき、様々なお話ができたらと思えます。本日は案件も相当多いようですので、委員さんにご協力いただき、スムーズに議事進行が行えますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり議席番号7番 香川 政雄 委員、議席番号12番 前谷 晃年 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は21名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会6月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号11番 三宅 幸一 委員、議席番号20番 河田進 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号22号を朗読 〕

以上22件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号22号の22件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号20号を朗読 〕

以上20件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

9番 番号1号について、説明します。譲渡人は2名で、ひとりとは2年前まで夫が耕作しておりましたが現在亡くなっており、本人も高齢のため耕作は困難です。もうひとは、労力不足とのこと。譲受人は新しく農業を始めるため、今回の売買が成立しました。水利関係も問題ないかと思えます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

10番 番号2号、番号3号については関連しておりますので一括して説明いたします。申請地は譲受人の自宅の近所にあり、農地をより効率的に利用するために譲受人と譲渡人で話し合い、自らが所有している農地に隣接して

いる申請地を交換し、畔を撤去して農地をひとつにまとめるための申請です。譲受人は農業に従事し、所有農地はすべて耕作しております。近隣農地や水利組合も問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

続いて番号4号について説明します。譲受人の実家は譲渡人の自宅の近所にあります。譲受人の両親が譲渡人と同じ自治会で現在も農業を営んでおり、申請は息子の名義で行ったものです。申請地は譲受人の実家の近所にあります。譲受人は田に水を引くのが不便な農地をどうにかしたいと思っていたところ、隣接している申請地を所有する譲渡人と話が進み、経営規模を拡大するため申請地を購入したいと申し出たようです。譲受人は農地を取得後、耕作に不便な農地の畔を撤去する予定です。水利関係の了解も得ており、今後は水稻を栽培する予定です。周辺農地の影響も問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1 1 番 番号5号について説明します。申請地は2年前から譲受人が耕作しています。譲渡人は農業ができないため、譲受人に申請地を買ってこないかと話をしたところ、売買が成立しました。譲受人は会社員ですが、農作業には常時従事しています。現地を確認しましたが、申請地はすでに譲受人が水稻を作付けしており、農地管理も適切に行われています。水利関係、周辺農地への影響もなく、問題ないかと思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

2 番 番号6号について説明します。譲渡人は自営業をしており、申請地を持って余している状況でした。申請地の隣の農地を持つ譲受人に話をしたところ売買が成立しました。水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 4 番 番号7号について説明します。申請地を譲渡人から近所に住む譲受人に買ってほしいと話をしたところ、売買が成立しました。現地を確認したところ、申請地については整備がすぐできるかと思ひます。整備後はブドウを作付けする予定です。

続いて番号8号について説明します。譲渡人は相続人もおらず、高齢のため耕作はできないということで譲受人に話をしたところ、譲受人が以前買った土地の隣接地ということで譲渡が成立しました。譲受人は水稻、ブドウ、ブロッコリー、スイートコーン、キュウリ等を作付けしております。申請地は荒れている状態ですが、整備をすれば作付けは問題ないかと思ひます。

続いて番号9号について説明します。譲受人は法人であり、申請地は欲しい土地だったようです。申請地は現在草が生えています、いつでも作付けは可能と思ひます。

以上3件あわせて、周辺農地の影響もなく問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 8 番 番号10号について説明します。譲受人は植物の温室栽培をしており、その温室の隣に譲渡人の農地があります。温室は畦畔ぎりぎりに設置されており、温室内への荷物の出し入れが不便であったため、今回の譲渡に至りました。現地を確認したところ、草が生えないようにシートを敷いて活用しておりますので問題ないと思ひます。

番号11号について説明します。申請地の周辺は民家が密集しており、その中にある農地ということで、面積も広くありません。大型の農機が

入る道路もなく耕作には不便な農地ですが、申請地の近所に譲受人の自宅があり、丁度いい広さということで今回の譲渡に至りました。

番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟であり、申請地は相続で取得した田畑です。譲渡人が遠方に住んでいること、今後相続が発生しても申請地を相続する方がいないということで、弟である譲受人に無償で贈与することになりました。

以上3件とも、周辺農地や水利組合への影響もなく問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 7 番 番号13号について説明します。譲受人の営農状況ですが、手広く耕作しています。申請地では水稻と麦を作付けしています。

続いて番号14号について説明します。申請地の隣に田を持つ譲受人と売買が成立したもので、譲受人は3年前に市外から実家に戻り、農業を始めました。申請地では、現在水稻と麦を作付けしています。

続いて番号15号について説明します。申請地は、20年前から譲渡人の親から譲受人の親が借りて野菜を栽培していましたが、7年前に譲受人の親が亡くなったあとは譲受人が引き続き耕作し、現在も野菜を栽培しています。

続いて番号16号について説明します。譲渡人は市外在住で、親が存命中は手伝いに帰ってきていましたが、親が亡くなった後は農地を手放すため業者に依頼していましたが、譲受人は県外在住で、2年後にこちらに移住する予定です。現在、申請地は定期的に草刈りを行っています。

4件とも周辺農地への影響もなく、問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

2 0 番 番号17号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。本来であれば譲渡人の子に生前贈与を行う予定だったんですが、子の要望により孫に贈与する形になりました。譲受人はレモン、ライムを中心とした、柑橘類を栽培しています。現地を確認したところ、一部は少々荒れているようですが、問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 番 番号18号について説明します。譲渡人の実家が譲受人宅の近くにありまして、実家には親が住んでいますが高齢により農業はしていません。譲渡人も実家に帰ってくる予定はないため、農地を処分するための申請で、無償で譲受人に譲る話がまとまったようです。

番号19号と番号20号について説明します。譲受人は県外に住んでいます、三豊市に将来移住するために現在家を建てております。その家の近くの農地を譲り受けたいということで、譲渡人2名に話をしたところ、売買が成立しました。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号20号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号20号の20件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号4号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号4号を朗読]

なお、農地区分は番号3号、番号4号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号3号、番号4号は、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたり、不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地でございます。以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。16ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号14号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」をご説明させていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号14号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号10号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。

こちらにつきましては特に面積が大きい案件ですので、事務局から補足説明を申し上げます。19ページをお開きください。豊中町内の桑山、比地大、笠田、上高野、本山の5つの小学校は、少子化により児童数が減少傾向にあり、新設小学校に統合することになりました。令和3年に豊中地区学校再編整備地域協議会が設立され、新設校の建設予定地や通学方法等の協議を行っております。統合後の学校規模は18学級、児童数540名を想定しているため、文部科学省の基準にも則り、校舎3階建て約2,000㎡、屋内運動場約1,000㎡、プール約1,000㎡、運動場約8,500㎡、駐車場約3,000㎡のほか、校庭等を含め約20,000㎡の用地が必要となります。建設予定地につきましては、地域協議会により児童の通学距離を考慮して現在の5小学校からほぼ同等の距離にあたる豊中町中心部エリアから複数の候補地を選定し、必要面積を確保できる場所を比較検討してきました。市農政部及び農業委員会は教育委員会に対し、第2種、第3種農地の候補地を提案してきましたが、通学路の交通安全や水害による浸水被害、文化財埋蔵の可能性等を考慮した結果、他に適地がなく、地域協議会において当地が適当であると決定したものです。

転用許可が得られましたら、約2年半をかけて用地取得、造成工事、建築工事、周辺整備を進め、令和8年4月に開校する計画です。申請地は第1種農地ですが、土地収用法により土地を収用し、又は使用することができる事業にあたり、不許可の例外に該当します。圃場整備事業は昭和62年に換地処分を完了しており、補助金返還の必要はなく、農振除外の事前協議も終わっております。

事務局といたしましては、広面積の第1種農地が学校用地に収用されることとなりますが、地域協議会において、複数の選択肢の中から多角的に候補地を検討した結果であり、また豊中町地域の総合的な発展に資する観点から、やむを得ないと判断しております。

その他はすべて第2種農地です。以上14件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

8 番 番号1号と番号2号については隣接した農地で、借人及び譲受人が同じでありますので、あわせて説明いたします。借人及び譲受人は事業を行っており、事業の利便性向上のため借人自宅横にある番号1号の申請地を資材置場にしていました。しかし、進入路が狭く手狭になってきたため、道路に面している番号2号の申請地を会社名義で譲り受け、この機会に番号1号の無断転用の解消をするものです。

近隣住民、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

14 番 番号5号について説明いたします。譲受人は会社を営んでおり、駐車場の増設のため、会社に隣接する申請地が必要になったものです。

続いて番号6号について説明いたします。譲受人は商売をしており、事務所を置くために申請地を購入するものです。申請地には草が生えていますが、問題ないと思われまます。

	<p>続いて暗号7号について説明いたします。申請地の周辺の土地はほぼ譲受人が所有しており、申請地も所有者の同意を得て購入するものです。</p> <p>3件とも水利の同意を得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p>	14番	<p>高圧線の鉄塔が建っている場所があるんですが、そこが気になるという話は聞いたことがあります。</p>
15番	<p>番号10号について説明します。申請地は18筆、譲渡人は16名で譲受人が三豊市です。事務局から候補地選定に至った経緯や概要については説明がありましたので省略します。建物の配置計画は用地の北側に運動場、南側に3階建ての校舎と2階建ての屋内運動場、西側に駐車場と進入道路が計画されています。周辺農地及び関係者との調整状況でございますが、現況では14区画ある水田のうち、現在9区画で田植えが行われております。他の農地でも麦や野菜が作付けされており、適切に管理されております。関係水利組合の総代に確認いたしましたところ、稲の収穫ができる10月までは使用できるということで、隣接の農地の関係者の同意は得ております。また計画区域の中央にある農道の付け替え、中央に流れる用水路の放流先についても調整済みであるということです。なお、被害防除計画書にも同様に記載をされております。</p> <p>また、担当課である教育総務課では、令和8年4月の開校に向け、転用許可が下り次第秋ごろから地元関係者、学校関係者と協議を重ね、詳細な実施設計に取りかかる予定です。</p> <p>このように周辺農地や住民への対応も十分に配慮されており、問題はないと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>	事務局	<p>鉄塔が建っているのは申請地から南寄りの場所かと思ひます。その場所も検討したようですが、やはり高圧線があると危険であると判断され、候補地からは外されることになりました。</p>
		議長	<p>委員さんからの反対意見はないようでございます。地元と教育委員会が選定した土地ということも考慮いただきまして、農業委員会として採決をしたいと思ひます。</p> <p>それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号について、お諮りいたします。全員賛成ということで、ご異議ありませんか。</p>
		一同	[異議なしの声あり]
		議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号の14件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。22ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。</p>
16番	<p>番号11号について説明します。今回の申請は、譲受人の要望により譲渡人と話がまとまり、分譲住宅として売買することとなりました。現地を確認したところ、現在は水稲が作付けされております。近隣農地や水利組合の同意も得ております。周辺への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p>	事務局	<p>議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。</p> <p>[議案第6号 番号1号を朗読]</p>
17番	<p>番号13号について説明をいたします。申請地の併せ利用地には住宅が建っており、現在民泊施設として使われています。申請地では現在草が生えておりますが、今後ドッグランを作る予定です。周辺への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p>	議長	<p>事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。</p>
		一同	[なしの声あり]
1番	<p>番号14号について説明します。申請地では良質な鋼土がとれるということで、一時転用として令和8年まで土を採取するための申請です。貸人としては、その後農地に造成したあとは麦等を作付けしたいとのこと。期間も令和8年まででありますし、土をとった後は農地に戻すということですので問題ないかと思われま。</p>	議長	<p>ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局長から改めて説明があります。</p>	一同	[異議なしの声あり]
事務局長	<p>この場をお借りして、新設小学校に関して地元から話をお聞きになっていたら、豊中地区の農業委員さんから教えていただきたいと思ひます。</p>	議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することと致します。次に進ませていただきます。23ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願ひの件について」事務局の説明を求めます。</p>
15番	<p>豊中町内の5つの小学校の同心円上に、今回の申請地を含むエリアが含まれています。その中で、圃場整備している農地以外で約20,000㎡を確保できるところをいくつか候補地として選定し、今回の申請地に決定したと学校だよりに書かれていました。</p>	事務局	<p>議案第7号「非農地証明願ひの件について」の説明をさせていただきます。</p> <p>[議案第7号 番号1号を朗読]</p>

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当すると判断されます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

14番 番号1号について説明します。現地を確認しますと、大木が茂っており農地には該当しないと思われま。ご審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませ。ん。か。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないよう。で。ご。ざ。い。ま。す。の。で。、。議。案。第。7。号。「。非。農。地。証。明。願。い。の。件。に。つ。い。て。」。番。号。1。号。を。お。諮。り。し。ま。す。ご。異。議。ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認め。ま。す。よ。っ。て。、。議。案。第。7。号。「。非。農。地。証。明。願。い。の。件。に。つ。い。て。」。番。号。1。号。の。1。件。に。つ。き。ま。し。て。は。、。適。当。と。認。め。、。非。農。地。証。明。書。を。交。付。す。る。こ。と。と。決。定。い。た。し。ま。す。24ページをお開。き。く。だ。さ。い。議。案。第。8。号。「。非。農。地。通。知。の。件。に。つ。い。て。」。を。議。題。と。い。た。し。ま。す。事。務。局。の。説。明。を。求。め。ま。す。

事 務 局 議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第8号 番号1号から番号4号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

3番 番号1号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地は以前茶畑だったと思われ。ま。す。が。、。現。在。は。雑。木。林。と。な。り。足。も。踏。み。入。れ。る。こ。と。が。で。き。な。い。状。況。で。す。非。農。地。通。知。が。妥。当。だ。と。思。わ。れ。ま。す。の。で。、。ご。審。議。よ。ろ。し。く。お。願。い。し。ま。す。

続いて番号2号をご説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地は現在手が付けられないほど荒れておりまして、非農地通知が妥当だと思われ。ま。す。ご。審。議。よ。ろ。し。く。お。願。い。し。ま。す。

18番 番号3号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地はかつて果樹園として使用されてお。り。ま。し。た。が。、。現。在。は。雑。木。が。生。い。茂。り。、。農。地。と。し。て。の。復。元。は。難。し。い。か。と。思。い。ま。す。非。農。地。通。知。が。妥。当。だ。と。思。わ。れ。ま。す。の。で。、。ご。審。議。よ。ろ。し。く。お。願。い。し。ま。す。

19番 番号4号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。この一帯はも

はや森のようになっており、農地としての復元は難しいと思われ。ま。す。の。で。、。ご。審。議。よ。ろ。し。く。お。願。い。し。ま。す。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませ。ん。か。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないよう。で。す。の。で。、。議。案。第。8。号。「。非。農。地。通。知。の。件。に。つ。い。て。」。は。お。諮。り。を。い。た。し。ま。す。ご。異。議。ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認め。ま。す。よ。っ。て。議。案。第。8。号。「。非。農。地。通。知。の。件。に。つ。い。て。」。は。番。号。1。号。か。ら。番。号。4。号。の。4。件。に。つ。き。ま。し。て。は。対。象。地。を。農。地。法。第。2。条。第。1。項。に。規。定。す。る。農。地。に。該。当。し。な。い。と。判。断。し。、。非。農。地。通。知。等。を。関。係。者。に。送。付。す。る。こ。と。と。さ。せ。て。頂。き。ま。す。次。に。進。ま。せ。て。頂。き。ま。す。26ページをお開。き。く。だ。さ。い。議。案。第。9。号。「。農。用。地。利。用。集。積。計。画。の。件。に。つ。い。て。」。を。議。題。と。致。し。ま。す。事。務。局。の。説。明。を。求。め。ま。す。

事 務 局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきま。し。て。は。農。業。経。営。基。盤。強。化。促。進。法。の。第。18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。26ページから56ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数57件、面積10.2ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきま。し。て。は。57ページから73ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載して。お。り。ま。す。耕。作。者。に。転。貸。す。る。件。数。は。24件であり、面積は9.9ヘクタールとなっております。以上利用権の設定計81件の申し出につきま。し。て。は。農。業。経。営。基。盤。強。化。促。進。法。第。18条第3項の要件にあります全。て。に。お。い。て。耕。作。の。事。業。を。行。う。こ。と。、。耕。作。の。事。業。に。必。要。な。作。業。に。常。時。従。事。す。る。こ。と。、。対。象。農。地。を。効。率。的。に。利。用。す。る。こ。と。が。で。き。る。こ。と。と。、。3つの要件を満たして。お。り。ま。す。ご。審。議。よ。ろ。し。く。お。願。い。い。た。し。ま。す。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがで。し。よ。う。か。、。質。問。ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないよう。で。す。の。で。、。議。案。第。9。号。「。農。用。地。利。用。集。積。計。画。の。件。に。つ。い。て。」。お。諮。り。し。ま。す。ご。異。議。ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認め。ま。す。よ。っ。て。、。議。案。第。9。号。「。農。用。地。利。用。集。積。計。画。の。件。に。つ。い。て。」。は。81件すべて。適。当。と。認。め。決。定。と。致。し。ま。す。本。日。予。定。し。て。い。ま。し。た。議。案。の。審。議。は。以。上。で。す。あ。り。が。と。う。ご。ざ。い。ま。し。た。

その他の件

1. 農用地利用集積等促進計画（案）について（意見聴取）
2. 農業経営改善計画の認定について（通知）
3. 農業委員会の適正な事務実施について
 - ・令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

4. その他

(1) 7月定例総会について

日 時 令和5年7月20日（木）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
7月7日(金)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：笠原孝弘	高瀬町：未定
		山本町：糸川 正	財田町：岡崎和朗

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
7月13日(木) 午後1時30分～	令和5年度農地利用最適化推進 活動研修会	みとよ未来創造館 3階ホール
8月22日(火) 23日(水)	農業委員会県外視察研修	広島県三次市

閉 会 【 午後 3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____